九　譲渡により担保の目的となつている財産（以下この号及び第四百五十八条第一項において「譲渡担保財産」という。）により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から六月以内に譲渡担保財産の権利者（同項及び同条第六項において「譲渡担保権者」という。）から譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合に新たに設定者となる者を除く。以下この号及び同条第一項において同じ。）に当該譲渡担保財産を移転する場合における当該譲渡担保財産の設定者が取得した三輪以上の軽自動車

2　市町村は、第四百四十四条第一項又は第二項の規定の適用を受ける売買契約に基づき三輪以上の軽自動車の所有権がこれらの規定に規定する買主に移転したときは、当該買主が取得した三輪以上の軽自動車に対しては、重ねて環境性能割を課することができない。

（徴税吏員の軽自動車税に関する調査に係る質問検査権）

第四百四十八条　市町村の徴税吏員は、軽自動車税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、納税義務者又は納税義務があると認められる者に質問し、又はこれらの者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

2　前項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4　軽自動車税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第四百六十三条の七第六項及び第四百六十三条の二十七第六項に定めるところによる。

5　第一項又は第三項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（軽自動車税に係る検査拒否等に関する罪）

第四百四十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　前条第一項の規定による徴税吏員の帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　前条第一項の規定による徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

三　前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第二款　環境性能割

第一目　課税標準及び税率

（環境性能割の課税標準）

第四百五十条　環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額（第四百五十二条において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第四百五十一条　次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（第四百四十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ロ　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ　エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

二　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ロ　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

2　ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックに限る。）であつて、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの（第四百四十六条第一項及び前項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

二　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

三　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

3　第四百四十六条第一項及び前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4　第一項及び第二項の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号ハ	平成三十二年度基準エネルギー消費効率	第四百四十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第三号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第二号ハ	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四
第二項第三号	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

5　前各項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲については、一年ごとに見直しを行うものとする。

（環境性能割の免税点）

第四百五十二条　市町村は、通常の取得価額が五十万円以下である三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課することができない。